



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和 年 畜産物流通調査 鶏卵流通統計調査票（集出荷団体・集出荷業者用）

この調査は、農林水産省が統計法に基づく承認を受けて実施するものです。
また、この調査票は統計を作成するためのみに使用するもので、課税など統計以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。

調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。詳しくは同封の「オンライン調査システム操作ガイド」をご覧ください。

【記入上の留意事項】

集荷量に含めるもの

- ① 自都道府県内の生産者から直接集荷したもの

集荷量に含めないもの

- ① 自都道府県外の鶏卵生産者から集荷したもの
② 他の鶏卵集出荷機関（都道府県内外を問わない）から集荷（転送）したもの

※ 用途（食用向け、加工向け（液卵を含む）、種卵等）を問わず記入してください。

鶏卵の集荷量

単位:t

月 別	自都道府県内集荷量									
	前年（ 年）					本年（ 年）				
	万	千	百	十	一	万	千	百	十	一
1月										
2月										
3月										
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										

調査及び調査票の記入に当たってご不明な点等がありましたら、以下までご連絡ください。

【 問合せ先 】

秘
農 林 水 産 省

調査年				都道府県	管理コード	集出荷機関コード				区分



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和 年 畜産物流通調査

鶏卵流通統計調査票（直接出荷する生産経営体用）

この調査は、農林水産省が統計法に基づく承認を受けて実施するものです。
また、この調査票は統計を作成するためのみに使用するもので、課税など統計以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。

調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。詳しくは同封の「オンライン調査システム操作ガイド」をご覧ください。

【記入上の留意事項】

出荷量に含めるもの

- ① 卸売業者・小売業者・飲食店・加工業者に直接出荷したもの
- ② 消費者に直接販売したもの
- ③ 自都道府県外の鶏卵集出荷機関に直接出荷したもの
- ④ 自都道府県内の他の生産者から集荷し出荷したもの

出荷量に含めないもの

- ① 自都道府県内の鶏卵集出荷機関に出荷したもの
- ② 自都道府県外の他の生産者から集荷し出荷したもの
- ③ 食用として自家消費したもの

※ 用途（食用向け、加工向け（液卵を含む）、種卵等）を問わず記入してください。

鶏卵の出荷量

単位:t

月 別	出荷量									
	前年（ 年）					本年（ 年）				
	万	千	百	十	一	万	千	百	十	一
1月										
2月										
3月										
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										

調査及び調査票の記入に当たってご不明な点等がありましたら、以下までご連絡ください。

【 問合せ先 】